

# 申 立 書

私（当法人及び役員）は、旅館業法第3条第2項各号の欠格条項のいずれにも該当しないことを申し立てます。

なお、今後、欠格条項に該当することとなったときは、旅館業の営業許可の取り消し、または、営業の停止をされても異議はありません。

年 月 日

岡山市保健所長 様

申請者住所（法人にあっては、事務所所在地）

申請者氏名（法人にあっては、名称及び代表者氏名）

印

役員※一覧については別添のとおり

※役員とは、次に掲げる者をいいます。

- ・株式会社においては、取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）及び監査役。
- ・合名会社、合資会社及び合同会社においては、定款をもって業務を執行する社員を定めた場合は、当該社員。その他の場合は、総社員。
- ・財団法人及び社団法人においては、理事及び監事。
- ・特殊法人等においては、総裁、理事長、副総裁、副理事長、専務理事、理事、監事等法令により役員として定められている者。